

## 管理規程

### 埼玉県公営企業管理規程第五号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立川吉朗

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「地域機関」の下に「（支所を除く。）」を加え、第十六号を第十七号とし、第七号から第十五号を一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 支所長 地域機関（支所）の長をいう。

第四条第二項表財務課長の項下欄中「財務課の出納を担当する主幹」を「中欄の事務を担当する財務課の主幹」に改め、第四項中「第二項及び前項」を「前三項」に改め、同項を第五項とし、第三項中「総務を担当する担当部長」を「所長があらかじめ指定する職員」に改め、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の定めにかかわらず、地域整備事務所においては、支所長をもつて企業出納員に充てることができるものとし、当該企業出納員が不在である場合にあっては、支所長があらかじめ指定する職員が当該企業出納員の事務を代決することができる。

第八条の四中「副場長」の下に「支所長」を加える。

第十四条第二項第五号中「所長」の下に「及び支所長」を加える。

第二十四条を次のように改める。

（調定の通知等）

第二十四条 収入徴収権者は、収入の調定をしたときは、直ちに納入義務者に対して、納入通知書を送付しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、収入を確認した後には、調定を行うものにあつては、納入通知書の送付は要しない。

第三十八条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項中「随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、」を「前項の規定に関わらず、」に改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

随意契約を行う場合においては、予定価格を定め、その後に契約の相手方から

見積書を徴さなければならぬ。ただし、管理者が別に定める場合は、予定価格を定める前に見積書を徴することができる。

第四百四十条の表支出負担行為の項中「副場長、副所長」の下に「、支所長」を加

え、

「副所長」を「副所長 支所長」

に改め、支出命令の項中「副場長、副所長」

の下に「、支所長」を加え、

「副所長」

を

「副所長 支所長」

に改める。

第四百四十八条第一項第五号中「予算執行」の下に「(予算の流用及び予備費充当を除く。)」を加える。

別表第七中

「5 支出予算の配当と異なる執行」

を

「5 支出予算の配当と異なる執行(予算の流用及び予備費充当を除く。)」

に改める。

様式第二五号(一)中

年	月	日	摘要	収入額	払出額	残額

を

年	月	日	摘要	収入額	払出額	残額	消滅予定日

に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。